(消防法令で消防訓練の実施を定められている対象物)

【消防法第8条、消防法施行令第3条の2】

多数の者が利用する建物などの「火災等による被害」を防止するため、防火管理に係る 消防計画を作成し、防火管理上必要な業務(防火管理業務)を計画的に行う責任者を言い ます。

消防法では、一定規模の防火対象物(※1)の管理権原者(※2)は、有資格者の中から 防火管理者を選任して、防火管理業務を行わせなければなりません。

※1 防火対象物:建築物や工作物など、火災予防の対象となるもの

※2 管理権原者: 防火対象物の所有者や占有者、事業所の代表者など、管理行為を当然に 行うべき者(防火管理の最終責任者)

【消防法施行規則第3条第1項第1号チ、同条第10項】

特定用途防火対象物については、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施するとともに、 訓練を実施する場合は、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければなりません。

非特定用途防火対象物は、消防計画に定めた回数の訓練を実施する必要があります。こちらは特に定めがありませんが、定期的に訓練を実施していただくため、年1回以上の設定をお願いします。

【特定用途防火対象物とは】

集会場、遊技場、飲食店、物品販売店舗、ホテル、福祉施設、病院等の不特定多数の方が利用する建物を言います。

【非特定用途防火対象物とは】

共同住宅、学校、図書館、神社、工場、倉庫、事務所等の特定の人(従業員等)が利用する建物を言います。